

勝浦市農業委員会会議録

(5月定例会)

平成29年5月8日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

本日は大変ご多用な中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

野山の木々も新しい芽が付きまして、新緑真っ盛りな季節でございます。

水田耕作者も広く耕作している方を除いては、概ね田植えの方が終了しまして、苗が着々と根付き、青々としてきている状況であります。

それでは本日も会議の方よろしくお願いいたします。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成29年勝浦市農業委員会5月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年4月24日付けで決定を求められたものです。

このたびの5月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,189平方メートルであります。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、上植野の田、1,189平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 賃借料が少し高いように思われますが、何か理由がありますか。

○事務局長（窪田正） 全部で米180キログラムということですが、本人の申請でこのようになっております。

○議長（高旨粧一会長） よろしいですか。

○2番（末吉光委員） はい、わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第2号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正を行う農業協同組合法等の一部改正する等の法律が第189回国会において成立し、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令と併せ、平成28年4月1日から施行されました。

この改正により、農業委員会は、毎年度ごとに農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況を策定し公表することとなりましたことにより、内容について別紙（案）のとおり策定することについてお諮りするものでございます。

それでは個別の内容についてご説明をします。

資料の2の1ページをご覧ください。

昨年の5月定例会で決定されました「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に対しましての点検・評価となります。

まず1番目、農業委員会の状況につきまして、はじめに、1農業の概要といたしまして、耕地面積、田805ヘクタール、畑233ヘクタール、計1,040ヘクタールであります。

これは、耕地及び作付面積統計における耕地面積となっております。

次の耕地経営面積、田430ヘクタール、畑45ヘクタール、内訳は普通畑41ヘクタール、樹園地4ヘクタールで、計475ヘクタールであります。

これは、農業センサスの数値となっております。

遊休農地面積は、田391ヘクタール、畑206ヘクタール、計597ヘクタールであります。

これは、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積であります。

農地台帳面積は、田1014ヘクタール、畑442ヘクタール、計1,456ヘクタールとなっております。

農家数につきましては、総農家数は556戸、自給的農家数は207戸、販売農家数は349戸であり、この内訳は主業農家数が46戸、準主業農家数が83戸、副業的農家数が220戸となっております。

農業者数につきましては、農業就業者数は444人、この内、女性が199人、40代以下は26人となっております、農家数・農業者数ともに農林業センサスに基づいた数値であります。

経営数につきましては、認定農業者が14経営体、基本構想水準到達者が16経営体、認定新規就農者が3経営体、農業参入法人が2経営体であり、集落営農経営は0であります。

これは、事務局において市農林水産課で取りまとめている情報を調査した数値であります。

2の農業委員会の現在の体制につきましては、

勝浦市は新制度に基づく体制に移行しておりますので、下段への記載となります。

農業委員数は、定数9名に対し実数も9名であり、内数として認定農業者4名、認定農業者に準ずる者2名、女性1名、40代以下1名、中立委員1名となっております。

この内数につきましては、勝浦市においては実数と同じになってはいますが、分類の性質上、必ずしも実数と同じになるものではないことをご承知おき願います。

次に農地利用最適化推進委員は、定数11名に対し実数も11名となっております。

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、任期満了年月日は平成31年3月31日であります。

続きまして、資料の2-2をお開き下さい。

2番目の「担い手への農地の利用集積・集積化」につきまして、1の現状及び課題につ

いてご説明いたします。

平成28年4月現在の現状として、管内の農地面積1,040ヘクタール、これまでの集積面積につきましては98.3ヘクタール、集積率は9.45パーセントとなります。

課題につきましては、ほ場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在しているための効率の悪さと、限られた担い手が課題であります。

続きまして、2の平成28年度の目標及び実績につきましては、集積目標118.4ヘクタール、集積実績94.2ヘクタール、この内新規実績は1.8ヘクタール、達成状況として79.56パーセントとなります。

続いて、3の目標の達成に向けた活動としまして、平成28年度の活動計画は、昨年5月の定例会で決定されたものであり記載のとおりであります。

活動実績といたしまして、平成28年12月に実施した「将来の担い手である若手農業者と農業に関する現状と課題についての意見交換会」と、平成29年1月に実施した「農地中間管理機構と農地中間管理事業及び市内の農地についての情報交換会」を掲げました。

続いて、4の目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は「概ね適当である。今後も農地の利用集積を推進する。」とし、活動に対する評価は「良好である。」としました。

次に資料の2-3をご覧ください。

3番目の、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、1の現状及び課題の新規参入の状況の新規参入者数及び新規参入者が取得した農地面積につきましては、平成25年度において4経営体、1.79ヘクタール、平成26年度において2経営体、1.29ヘクタール、平成27年度において1経営体、0.65ヘクタールとなっており、課題としては、農業従事者の高齢化・後継者不足により担い手が減少していること、小規模の兼業農家が多く、今後、新たな担い手の確保・育成が必要であることが課題であります。

2の平成28年度の目標及び実績については、参入目標3経営体、参入目標面積1.5ヘクタールに対しまして、実績はありませんでした。

3の目標の達成に向けた活動の、活動計画については記載のとおりです。

活動実績は、平成29年2月に開催し、残念ながら参加者はいなかったということですが「新規参入希望者のための就農相談会」と、市の担い手育成協議会との連携による新規参入者の確保・育成を掲げました。

4の目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は「相談はあったが就農には至らなかった。」とし、活動に対する評価は、取組は行っていることから「良好である。」としました。

次に資料の2-4をご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価の1の現状及び課題については、管内の農地面積1,040ヘクタールに対しまして、遊休農地面積597ヘクタールであり、遊休農地率は57パーセントとなっており、山間谷津田の生産性の低い農地において長年に亘り耕作放棄となっていること及び有害鳥獣被害の拡大によりその面積が増加傾向にあることが、課題

となっています。

2の平成28年度の目標及び実績といたしまして、解消目標面積、6ヘクタールに対しまして、解消実績面積は370ヘクタールとなり達成状況は記載のとおりです。

これは、昨年度に委員の方々に実施していただきました現地調査の結果によるものであり、実際に現場を1箇所ずつ歩いて確認していただき、分類の制度が向上したものと考えています。

数値の大きな変動につきまして、県とも相談をいたしたところ、実際に確認した実績の数値での報告となりました。

3の2の目標の達成に向けた活動としましては、活動計画は記載のとおりであり、活動実績の「農地の利用状況調査」は概ね計画どおりであり、「農地の利用意向調査」は、農地法第32条第1項第1号、これは「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」となり、調査数625筆、調査面積は38.12ヘクタール、農地法第32条第1項第2号、これは「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地」となり、調査数343筆、調査面積18.09ヘクタールとなっており、第33条に該当する農地はございません。

4の目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は「現地調査の実績による増（判断分類の変更による）」とし、活動に対する評価は「良好である。」としました。

次に資料の2-5をご覧ください。

違反転用への適正な対応といたしまして、1の現状及び課題に記載されている違反転用面積、1.07ヘクタールとございますが、これが鶴原地先であり、3月をもって違反転用の是正が完了し4月の定例会でその報告をさせていただいたところであります。

2の平成28年度実績に、それを記載してございます。

3の活動計画・実績及び評価につきましては、活動計画は記載のとおりであり、活動実績として「リーフレットの配布、県との合同パトロールや定期的な農地パトロールの実施、随時のパトロール」をあげ、活動に対する評価は「良好である。」としました。

次に資料の2-6をご覧ください。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきまして、1の農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数が17件、うち許可が17件、不許可が0件となっております。

事実関係の確認、総会での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果等の公表については記載のとおりであり、特に是正を必要とするところはないと考えます。

2の農地転用に関する事務につきましては、1年間の処理件数が24件となっております。

事実関係の確認、総会での審議、審議結果等の公表については記載のとおりであり、こちらも、特に是正を必要とするところはないと考えます。

資料2-7をご覧ください。

3の農地所有的確法人からの報告の対応につきましては、管内には2者の法人があり1者については報告書が提出されておりますが、1者は報告書が提出されなかったために督促を行いましても、提出がされない状況でありました。

これは、社長の死亡に伴い経営の継承ができず業務を継続することが困難となったことが理由であり、やむを得ない事情として提出を受けておりませんでした。今後、業務を継続していくことが困難とのことであり、所有農地の所有権移転について対応して行きたいとの考えが示されましたので、県と相談・協議して進めて参りたいと考えております。

4の情報の提供等ではありますが、2箇所訂正をお願いいたします。

賃借料情報の調査・提供が120件とありますが45件に、農地の権利移動等の状況把握が380件とありますが152件に訂正をお願いいたします。

これは、筆数を集計したための数値であり、件数といたしましてはただ今申し上げたとおりでございますので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

農地台帳の整備につきましては、システムにより管理しており、1,449ヘクタールとなっております。

実施状況といたしまして、それぞれ記載のとおり実施しており、こちらも特に是正の必要は無いと考えます。

次に資料の2-8をご覧ください。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、「農地利用最適化等に関する事務」、「農地法等によりその権限に属された事務」とも、特に意見はありませんでした。

事務の実施状況の公表等につきましては、1の総会等の議事録の公表は、ホームページで公表しており、2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、3月定例会で決定された意見を市長へ提出いたしました。

内容の概略は記載のとおりです。

3の活動計画の点検・評価の公表につきましても、ホームページで公表をしております。

以上が28年度の点検・評価であります。

続きまして、2-9ページをご覧ください。

「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」になります。

平成29年4月1日現在の農業委員会の状況でございます。

1の農家・農地等の概要は、総農家数556戸、うち自給的農家数は207戸、販売農家数が349戸、その内主業農家が46戸、準主業農家数が83戸、副業的農家数が220戸ということになります。

農業就業者数は全体で444人、内女性が199人、40代以下が26人ということになっており、いずれも農林業センサスの数値であります。

認定農業者は14経営体で、基本構想水準到達者こちらは16名、認定新規就農者3名、農業参入法人2経営ということになります。

集落営農につきましては、勝浦市にはございません。

次に耕地面積につきましては、田が799ヘクタール、畑が231ヘクタール、計で1,

030ヘクタールであります。この耕地面積は、耕地及び作付面積統計という統計資料の数値であります。

経営耕地面積につきましては、田が430ヘクタール、畑が45ヘクタール、計で475ヘクタールで、こちらは農林業センサスの数値となります。

遊休農地面積につきましては、田165ヘクタール、畑が62ヘクタール、計227ヘクタールであり、農地台帳面積につきましては、田が996ヘクタール、畑が452ヘクタール、計1,449ヘクタールとなります。

次に、2の農業委員会の現在の体制です。

農業委員数は、定数9名に対して実数9名、内認定農業者4名、認定農業者に準ずる者が2名、女性が1名、40代以下が1名、中立委員が1名、こちらについては実数が兼ねている方もいらっしゃるので、合計数が合致しておりますが、分類の性質上、基本的には合計が合うものではございません。

任期満了期間は平成31年の3月31日です。

農地利用最適化推進委員については、定数が11名に対して実数が11名、設定地区数については3ということになります。

次に2の10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1の現状及び課題につきまして、平成29年4月現在の管内の農地面積につきましては、これは作付面積統計の数値であり、1,030ヘクタールとなります。

集積面積につきましては、94.2ヘクタールの集積をしており、集積率としましては、9.15パーセントであり、ほ場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在しているための効率の悪さと、限られた担い手を課題としております。

2の平成29年度の目標及び活動計画については、目標数は集積面積118.4ヘクタールと記載されておりますが、申し訳ありませんが誤記により、117.7ヘクタールに訂正をお願いいたします。

内新規集積面積につきましては、6ヘクタールを目指します。

こちらに対しての目標設定の考え方でございますけれども、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これによりまして集積面積を算定しております。

また、新規集積面積につきましては、ワンスリー運動というものがございまして、これは農業委員1名1名が、30アールずつ掘り起こしをするという運動であり、これを勝浦市に当てはめると農業委員、推進委員1人あたり30アール、20名いますので6ヘクタールという目標にしております。

次に活動計画ですけれども、農地中間管理機構と連携をいたしまして、また、経営基盤強化促進法による利用権の設定の強化を行うというところで、実質的な活動といたしましては賃貸借利用権設定の期間が終了した方に再設定をお願いしていくということの活動計画となります。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1の現状の新規参入の状況としまして、過去3年間の実数が載っております。

26年度につきましては2経営体で1.29ヘクタール、27年度につきましては1経営体で0.65ヘクタールの新規参入となっておりますが、28年度は実績がありませんでした。

課題につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、これによりまして農業を担う者が減少しており、また、中山間地域のために小規模の兼業農家が多く、新たな担い手の確保・育成を図る必要があるということを課題としております。

2の平成29年度の目標及び活動計画といたしましては、市の担い手育成支援協議会と連携して、こちらの市の担い手協の目標数が、3経営体となっておりますので、連携して新規参入者の確保・育成を図っていくというところで、3経営体1.5ヘクタールを目標としております。

1.5ヘクタールの根拠の考え方として、下限面積が0.5ヘクタールでございますので、3経営体ということで1.5ヘクタールとしております。

次に2-11をご覧ください。

遊休農地に関する措置になります。

1の現状及び課題につきましては、平成29年4月現在の管内の農地面積1,030ヘクタール、遊休農地は227ヘクタールでございます。

割合として22パーセントということになります。

28年度に実施した「現地調査」の実績から、前年とは大きく違う数値が記載されておりますが、判断の分類の違い等が影響しているものであります。

課題といたしまして、山間谷津田の生産性の低い農地を中心に、耕作放棄地が多く、有害鳥獣被害も多くなっていることから、耕作放棄地が増加しているというところになります。

2の平成29年度の目標及び活動計画としまして、解消に向けての目標数値でございますけれども、集積面積につきましては「勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の考え方から算出し、新規集積面積については先ほど申し上げましたワンスリー運動から6ヘクタールを目標面積としております。

それに対する活動計画は、利用状況調査であり、こちらについては調査員が、農業委員、推進委員、事務局職員の22名で、8月から10月に調査を実施し、調査結果は10月から11月に取りまとめてシステムの方に反映するという形を予定しております。

その他、各農家への調査票配布と現地調査を実施する予定でございます。

その後の利用意向調査は法定の調査であり、実施時期については利用状況調査が終わり次第、11月から1月、取りまとめについては年度内という計画となっております。

最後に、違反転用への適切な対応につきまして、1の現状及び課題としまして、現状については平成29年4月現在の農地面積1,030ヘクタール、違反転用面積については、鵜原地先の是正が完了し0となりました。

課題については、特に記載しておりません。

2の平成29年度の活動計画については、リーフレットの配布による啓発、県との合同パトロールや定期的なパトロールによる新たな発生の予防、また新たに発生した場合の対

応として指導、是正を図っていくというところでございます。
以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

- 議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、日程第3、報告でございます。
報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。
窪田事務局長。

- 事務局長（窪田正） ご報告いたします。
報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、このたびの5月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。
以上で報告を終わります。

- 議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高旨粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。
これをもって、平成29年勝浦市農業委員会5月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時15分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年5月8日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
